

広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務
一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）

令和８年４月１日制 定

令和８年６月１日一部改正

1 趣旨

この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という）が実施する、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の事務に関し、必要な事項について、その標準を定めるものとする。

1の2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

業務 測量及び建設工事に関する設計調査その他建設コンサルタント等業務

2 対象業務等

対象業務は、原則、すべての業務とする。ただし、企業長が特に必要と認めた場合は、一般競争入札によらないことができるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。

ア 当該業務の業務分野について、広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（以下「事務処理要綱」という。）第３条に規定する資格審査（以下「資格認定」という。）を受けていること。

イ アの資格認定に係る格付けの等級が、当該業務の請負対象設計金額の区分に応じ、事務処理要綱別表４に定めるものであること。ただし、事務処理要綱第５条第６項に記載する各号に該当する場合を除く。

ウ 当該業務の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団建設業者等指名除外要綱第２条第１項に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、広島県水道広域連合企業団発注工事における下請負の制限基準２に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は広島県水道広域連合企業団発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱第２条に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）の対象となっていないこと。

- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続きに基づいてアの資格の再認定を受けていること
 - オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続きに基づいてアの資格の再認定を受けていること
 - カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していること又は対象案件の開札日前 6 か月以内に手形小切手の不渡りを出していないこと
 - キ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者でないこと
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当するもので、企業長が入札に参加させる者であること
- (2) 業務の分野又は性質等によっては、(1) に掲げる事項のほか、資格要件として、次の事項を定めることができる。
- ア 当該業務の業務分野について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域内に有すること。また、それらの設置期間に関すること
 - イ 当該業務の業務分野に係る年間平均実績高が、一定の金額以上であること
 - ウ 当該業務と同様の業務分野及び規模の業務（原則として当該発注業務の規模の 80%以上の業務とする。）の元請履行実績（原則として直近 10 年以内のものとする。）を有すること
 - エ 広島県内の業務において、当該業務と同一の業務分野の元請履行実績を有すること
 - オ 当該業務に必要な管理技術者又は照査技術者等の資格を有する者（経験の有無及びその時期を指定することができる。）を配置できること
 - カ その他必要と認める事項

4 資格要件の決定等

- (1) 当該業務の資格要件は、当該業務の指名業者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見に基づいて、広島県水道広域連合企業団決裁規程に定める区分による決裁権者（以下「決裁権者」という。）が決裁し、決定する。ただし、広島県水道広域連合企業団事務委任規程の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている業務にあつては、当該事務所の指名業者等選考委員会（以下「事務所選考委員会」という。）の意見に基づいて事務所長が決定する。
- (2) (1) 本文の場合においては、当該業務を主管する課の長（以下「主管課長」という。）が当該業務の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第 1 号）を添えて選考委員会に諮るものとする。ただし、当該業務が事務所の発注に係るものであるときは、当該事務所の長の意見を聴いてしなければならない。

- (3) (1) ただし書きの場合においては、当該事務所長が当該業務の資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第1号）を添えて事務所選考委員会に諮るものとする。

5 公告

- (1) 発注機関の長は、別に定める書式見本に準じて作成したところにより、広島県水道広域連合企業団契約規程第17条各号の事項を本部及び事務所のうち適当と認めるものでの掲示又は閲覧及び情報通信ネットワークを利用した方法によって公告する。
- (2) 当該業務を発注する事務所又は主管する課においては、必要に応じ、入札参加希望者に前号の公告の写しを配付する。
- (3) 事後審査型一般競争入札の公告は、その本体の部分には、案件ごとに異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項」と総称する。）のみを記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。

6 予定価格の公表時期

随意契約を除くすべての業務において事前公表とする。

7 設計図書の閲覧及び配付

- (1) 当該業務を発注する事務所又は主管する課において、公告に定める期間に設計図書を閲覧に供する。
- (2) 企業団においては、設計図書の販売は行わない。
- (3) 設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書（別記様式第2号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

8 電子入札システムの使用

事後審査型一般競争入札は、原則として、広島県水道広域連合企業団電子入札実施要領に定めるところにより電子入札システム（県の機関等の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、入札から落札者決定までの手続きを処理するシステムをいう。以下同じ。）を使用して行うものとする（電子入札の対象とする。）。ただし、発注機関の長が特に必要と認めた場合は、書面入札（電子入札システムを使用しないで入札から落札者決定までの手続きを行う入札等をいう。）によることができる。

9 誓約書の提出

(1) 当該業務の入札参加者は、入札書の提出に併せ、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書（別記様式第 11 号）を発注機関の長に提出しなければならない。

(2) 提出方法等

ア 電子入札システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県水道広域連合企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより提出を行うものとする。

イ 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに誓約書を提出しなければならない。

ウ 書面参加者は、書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出しなければならない。

(ア) 提出者の商号又は名称

(イ) 誓約書及び業務費内訳書が在中している旨

(ウ) 当該入札等に係る測量・建設コンサルタント等業務等の名称及び開札日

エ 上記により難しい場合は、別に定めることができる。

(3) 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね 3 日以内）に提出しなければならない。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、無効とし、落札者とししないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

(4) (1) から (3) までの趣旨は、5 の公告に記載して入札参加者へ周知する。

10 業務費内訳書の提出

(1) 当該業務の入札参加者は、入札書の提出に併せ、当該業務に係る業務費内訳書を発注機関の長に提出しなければならない。

(2) 業務費内訳書については、広島県水道広域連合企業団業務費内訳書取扱要領に基づき、取り扱うこととする。

(3) (1) (2) の趣旨は、5 の公告に記載して入札参加者へ周知する。

11 入札及び開札の手続き

(1) 提出された入札書又は業務費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。

(2) 契約担当職員（広島県水道広域連合企業団契約規程第 2 条第 1 項の契約担当職員をいう。）は、広島県水道広域連合企業団電子入札実施要領に定めるところにより電子入札システムを使って入札書を一括開札するものとする。ただし、当該入札が書面入札である場合は、電子入札システムを使用することなく、公告した入札の場所において、開札時刻になったことを確認した後に入札者を立ち合わせて開札を行う。この場

合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

- (3) 契約担当職員は、開札の結果、第一落札候補者（予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者をいう。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた一人の入札者に限る。以下同じ。）を選定するものとする。

なお、当該入札が書面入札である場合であって、最低価格入札者が2人以上あるときは、電子入札システムを使用することなく、これらの者にくじを引かせて1人の第一落札候補者を選定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、(2)の当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (4) 契約担当職員は、(2)及び(3)の手続き終了後、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。その際、契約担当職員は、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「資格要件の確認後、後日落札者を決定する。落札者を決定したときは、通知又は連絡する。」旨を宣言するものとする。ただし、当該業務が低入札価格調査制度対象業務である場合において、調査基準価格を下回る価格の入札があったときは、「資格要件の確認と併せて低入札価格調査を行った上で、後日落札者を決定する。」旨の宣言を行うものとする。

12 再度入札の方法等

予定価格の公表時期にかかわらず、再度入札は行わない。

13 資格要件確認書類の提出

- (1) 資格要件確認書類提出依頼書を送信された入札者は、速やかに公告に定める資格要件確認資料を提出しなければならない。ただし、総合評価落札方式又は入札公告において資格要件確認資料の提出が必要とされていないものの場合は、この限りでない。資格要件確認書類の提出期限は発注機関の長が定めるものとする。

- (2) 発注機関の長は、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができる。

- (3) (1)及び(2)にかかわらず、発注機関の長は、指定する日までに指定する方法で、全ての入札参加者が資格要件確認書類を提出することを公告により定めることができるものとする。

- (4) (1)又は(2)若しくは(3)により発注機関の長から資格要件確認書類の提出を求められた者が、審査の結果次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外を措置することがある。

- ア 発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
 - イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記入があった場合
 - エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
- (5) 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (6) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
 - (7) (1) から (6) までの趣旨は、5 の公告中に表示する。

14 配置予定技術者の取扱い

配置予定技術者は、開札日の前日時点を基準として配置可能な者とする。配置可能な者の判断基準は、次のいずれも満たすものとする。

- (1) 技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記入を認めるものとする。
- (2) 業務の延伸等により、技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名除外を措置することがある。
- (3) 「企業の業務実績、技術者の資格調書」の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、技術者の変更・差換え等を認めないものとする。
- (4) 業務の施工に当たって、「企業の業務実績、技術者の資格・調書」に記入した技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- (5) 資格要件確認資料の提出後、総合評価落札方式においては広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務 総合評価落札方式実施要領第8に規定する技術資料等の提出後に配置予定技術者の変更をすることはできない。
- (6) 公告において配置されている業務の件数を定めている場合は、申請日において履行中の業務にその件数を超えて配置されていないこと。
- (7) 開札日以前において申請者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が当該日から起算して3か月以上連続して存在すること。
- (8) その他企業長が必要と認める事項。

15 落札者の決定方法

- (1) 低入札価格調査制度の対象となる業務の入札については、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合は、以下の審査に加えて広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定するものとする。
- (2) 技術管理課長（委任規程の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている業務にあっては、当該事務所長。以下「主管課長等」という。）は、第一落札候補

者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該業務の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者が資格要件を満たしている旨の決定をするものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（13（4）の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、その者が資格要件を満たしていない旨の決定をし、以下、資格要件を満たしている旨の決定をするまで順次、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者から13の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって（当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムによらないくじ引きによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査して資格要件の確認を行うものとする。

- (3) (2) の資格要件を満たしている旨の決定は、選考委員会の長の承認を得た後、主管課長等の決裁を受けて行うものとし、(2) の資格要件を満たしていない旨の決定は、選考委員会の議を経た後、主管課長等の決裁を受けて行うものとする。ただし、委任規程の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている業務にあつては、資格要件を満たしている旨の決定は、事務所選考委員会の長の承認を得た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとし、当該資格要件を満たしていない旨の決定は、事務所選考委員会の議を経た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとする。
- (4) 10 の業務費内訳書を失格とする場合の決定は、(3) の資格要件の無効に関する決定と同様に行うものとする。
- (5) (2) 及び (3) の規定により資格要件を満たしている旨の決定がなされた場合には、入札執行者が落札者を決定した上で、発注機関の長は、落札者決定通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該業務の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

16 当該業務の資格要件を満たさない者の取扱い

- (1) 15（2）及び15（3）の規定により資格要件を満たしていない旨の決定がなされた場合には、契約担当職員が入札の無効を決定した上で、発注機関の長は、その旨及びその理由を入札参加資格不適格通知書（別記様式第8号）により当該入札参加者に通知するものとする。
- (2) (1) の規定により入札を無効とされた者は、資格要件を満たしていると認められないと判断した理由の説明を求めること（以下「不適格理由説明請求」という。）ができる。

- (3) 不適格理由説明請求を行おうとする者は、(1) の通知を行った日から起算して 3 日以内に、不適格理由説明請求書（別記様式第 9 号）を発注機関の長に提出しなければならない。
- (4) 発注機関の長に提出された不適格理由説明請求書は、これを速やかに主管課長等に送付するものとする。ただし、委任規程の規定により予定価格の決定が当該事務所長に委任されている業務については、この限りでない。
- (5) 主管課長等は、不適格理由説明請求書の提出を受けたときは、速やかに、不適格理由説明書（別記様式第 10 号）により回答するものとする。ただし、当該回答は、委任規程の規定により予定価格の決定が事務所長に委任されている業務を除き、発注機関の長を経由して行うものとする。

17 入札結果等の公表

本競争入札により契約の相手方を決定した場合は、当該入札参加者に対して、電子入札等システムにより入札結果等を閲覧に供する。

18 苦情申立て

当該業務の入札手続き等に関して苦情があるものは、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して 10 日（企業団の休日を定める条例第 2 条に規定する企業団の休日を除く。）以内に、契約担当職員に申立てることができる。

19 その他

- (1) 企業長が特に必要と認めた場合は、この要綱の定めによらないことができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（改正期日）

- 1 令和 8 年 6 月 1 日改正については、令和 8 年 6 月 1 日以降に公告する工事から適用する。